

「都市マスタープラン」について

1. 都市マスタープランとは

都市マスタープランは、本市の自然、文化、産業等の特性を踏まえた上で、本市の将来都市像と都市づくりの目標を示すとともに、市民参加を基調としたまちづくりの取組みを明らかにしようとするものです。

また、都市整備分野に関連する各行政計画や事業計画等の基本的かつ総合的な指針となるものです。

2. 見直しの背景

上位計画である基本構想の施行、東日本大震災による防災対策への高まりや、都市構造に密接に関係する公共施設再生計画が策定されるなど、本市のまちづくりを取り巻く環境が大きく変化していることから、これまでの取組みや新たな課題を踏まえた見直しを行うものです。

3. これまでの取組み

“H25～26年度”

都市マスタープラン検討協議会（5回）

都市計画策定協議会（3回）

都市計画策定協議会専門委員会（4回）

都市計画審議会（3回）

4. 市民意見の反映

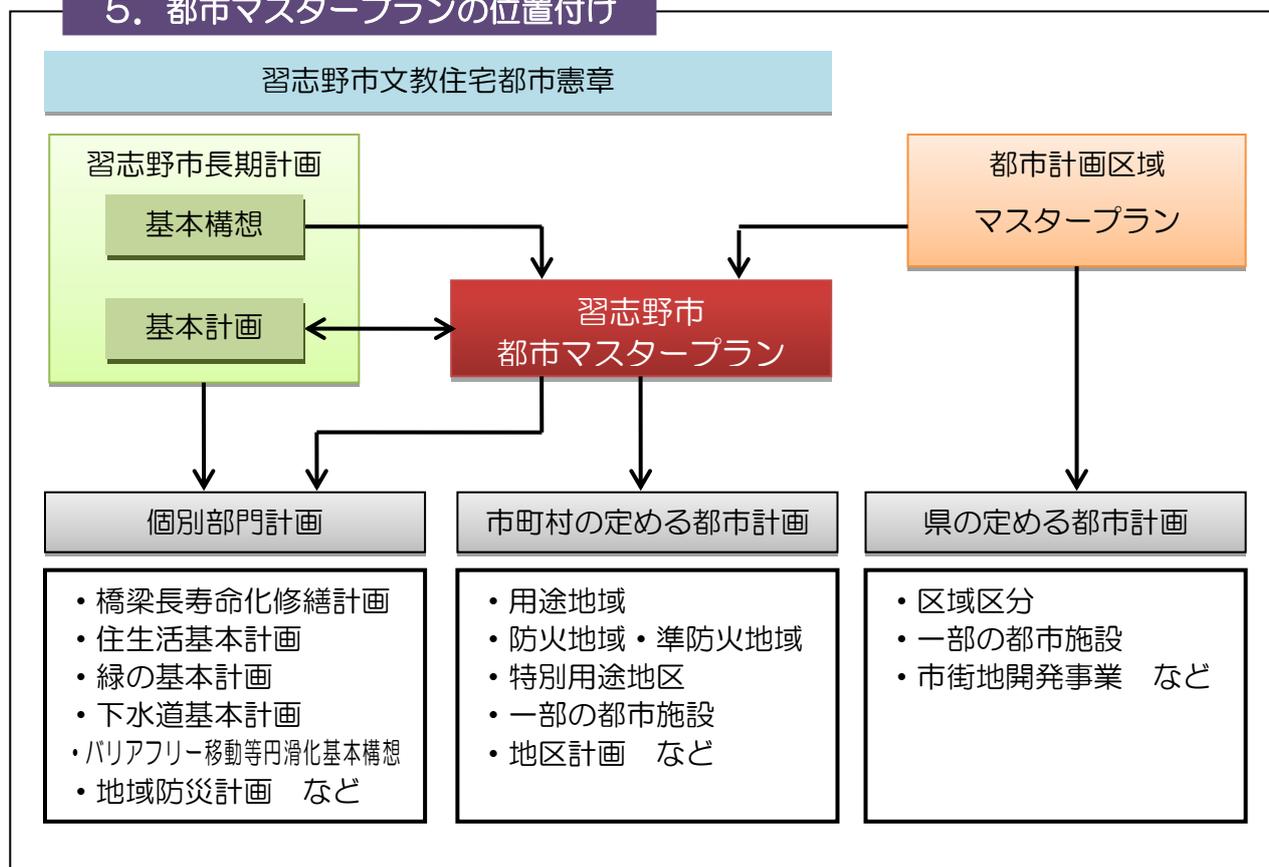
市民説明会（5回）

月日：平成26年7月5、6、12日

パブリックコメント

期間：平成26年10月1日～31日

5. 都市マスタープランの位置付け



将来都市像

未来のために ~みんながやさしさでつながるまち~ 習志野

都市づくりの目標

支え合い・活気あふれる「健康な都市」

中心商業地の強化・産業基盤の整備・商店街の活性化・地域のまちづくりの推進など、“支え合い・活気あふれる「健康な都市」”の実現を目指します。

安全・安心「快適な都市」 育み・学び・認め合う「心豊かな都市」

良好な住環境の形成を図り、市民の生命と安全が確保された自然災害や都市型災害に強い、また、防犯や景観に優れたまちづくりを推進し、“安全・安心「快適な都市」”の実現を目指します。

都市施設の整備推進においては、年齢や障がいの有無にかかわらず全ての人が利用しやすいものであることを前提として、一層の市民交流や参画を促進し、“育み・学び・認め合う「心豊かな都市」”の実現を目指します。

部門別方針

部門別方針は、都市づくりの目標を達成するための、各部門におけるまちづくりの方針を示したものです。(下線は新たな方針です)

1. 土地利用方針

<商業・業務地>

津田沼駅周辺は、中心市街地の形成を図ります。

新習志野駅周辺及び京成各駅周辺は、地域拠点として地域商業地の形成を図ります。

<住宅地>

低層住居専用地域は低層住宅市街地、低層住居専用地域以外は、中高層住宅市街地として位置づけます。

<工業地>

茜浜地区の一部の工業地は、住居系用途を制限する地区計画の導入に向け、合意形成に努めます。

東習志野、実籾・屋敷地区は、住居系土地利用等と共存した工業地として機能を維持します。

<公共公益ゾーン・文教ゾーン>

市役所周辺は、まちづくりの中心となる新庁舎等の建設を推進します。

複合化・多機能化による公共施設の機能充実の推進にあたっては、必要に応じて周辺に配慮した適正な都市計画の見直しを検討します。

公共公益ゾーン文教ゾーンは、周辺の環境に配慮しつつ、新たなニーズを踏まえた土地利用転換に柔軟に対応します。火葬場の整備を促進します。

<公園・緑地>

緑と水の拠点や東西軸・南北軸を基本とし、公園・緑地の配置を検討します。

<市街化調整区域>

地権者の意向を尊重しながら、将来のあるべき姿を検討します。

2. 道路交通体系の方針

道路については、交通需要、市街地形成状況、事業効果等を総合的に判断して、優先順位を決定し整備します。

また、交通需要の変化等を踏まえ、都市計画道路及び市単道路の見直しの必要性について判断します。

歩行者通行空間のバリアフリー化、自転車通行空間及びネットワークの形成に努めます。

津田沼駅前広場は、将来需要を踏まえた機能の拡充について検討します。

駅やバス停等は、バリアフリー化を促進します。

自転車等駐車場の適正配置を図ります。

3. 下水道の方針

事業認可区域の整備・維持管理を図り、下水処理場で高度処理するとともに、津田沼浄化センターの施設の増設や改築更新を行います。

浸水被害が頻発している地域においては、被害軽減を図ります。

4. 緑と水の方針

公園の未整備地区は、街区公園、近隣公園の整備を推進します。また、公園の適正配置に努めます。

緑と水の東西軸は、既存道路を活用し、うるおいのある歩行空間の整備及びハミングロード再生実施プランに基づく、再整備を推進します。

自然保護地区及び都市環境保全地区は、保護・保全を図ります。

5. 住宅・住環境の方針

ファミリー型住宅の供給誘導を図ります。また、高齢者、障がい者の住宅供給を検討します。

市営住宅については、長寿命化を図り、長期的には民間住宅借り上げなど、総量圧縮を検討します。

すべての人が安心して生活を送れる住環境のバリアフリー化整備や防犯面に配慮した、死角のないまちづくりを推進します。

6. 都市防災の方針

都市計画道路は震災時における避難経路、延焼遮断帯、物資輸送路としての機能を有しており、引き続き都市計画道路の整備を推進します。また、道路橋の修繕及び耐震化を推進します。

ライフライン施設は、耐震性及び代替機能の確保を推進します。また、緊急輸送路等に埋設されている地下埋設物の耐震診断を実施し、施設の耐震化を推進します。

新庁舎と消防庁舎は、防災拠点施設としてふさわしい機能及び性能の充実を図ります。また、東消防署を防災拠点施設として位置づけます。

雨水流出制御対策として、道路や公園、公共施設等は、透水性舗装、浸透性雨水マス、雨水貯留施設等の整備を推進します。

東日本大震災における液状化現象による被害を踏まえ、都市直下型地震を含めた液状化対策に関する調査・研究を推進します。

7. 都市景観の方針

自然的・歴史的資源は、保護・保全を図るとともに、優良ながら知られていない景観を市民とともに発掘し、それらの景観と新しい市街地景観が調和するまちづくりを推進します。

景観計画を策定するなど、美しい都市環境の形成を目的とした景観行政を推進します。

地域別の方針

地域別の方針は、市全体の部門別方針で示された骨格をもとに、地域の個性や特性を取り入れながら、まちづくりに関する内容をより具体化したものです。

市民の身近な14のコミュニティを最小構成単位とし、日常的な生活圏となっている各駅の駅勢圏をもとに、便宜的に5つの地域を区分していますが、地理的にまちづくりを分断するというものではありません。

